

お金を貯める

② どうしてお金を預けるの？





安全・便利・お得な預金





安全・便利・お得な預金





ワーク

銀行にお金を預けると「安全・便利・お得」とは、どのようなことを指すのでしょうか。班で話し合っ、書き出してみましよう。

安全	便利	お得



預金は「安全」・「便利」・「お得」

みなさんからお金を預かり、安全に保管して、みなさんが必要なときにお金を引き出せるようにする銀行の業務を「預金」といいます。預金には3つの特徴があります。

安全	便利	お得
<ul style="list-style-type: none"> ● お金を盗まれたり、置き場所を忘れてしまわない。 ● お金を預けた銀行が破たんしても、一定額は守られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 預けたお金は、銀行の窓口やATM※で引き出せる。 ● 公共料金やクレジットカードの支払いなど、預金口座から自動的に支払いができる。 ● 通帳やインターネットで取引の記録を見ることができるので、お小遣い帳や家計簿代わりになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行に一定期間お金を預けると「利息」が付く。

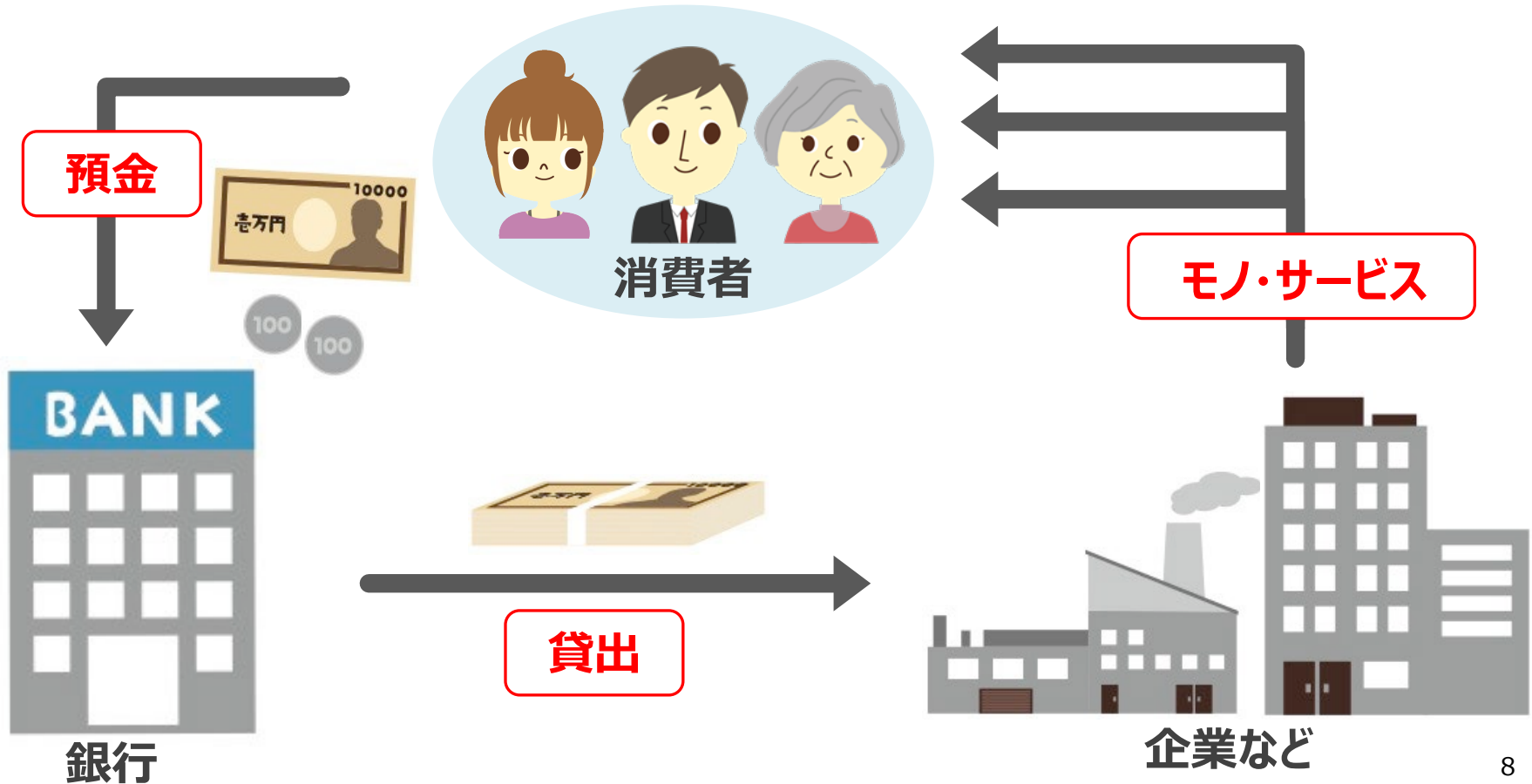
※ Automated Teller Machine (現金自動預払機)

- **銀行**にお金を預けることを**預金**という。
- **預金**は、**安全・便利・お得**という特徴がある。
- **未成年**でも、**銀行口座**を持つことができる。



「銀行の役割」は、社会の豊かさを支えること

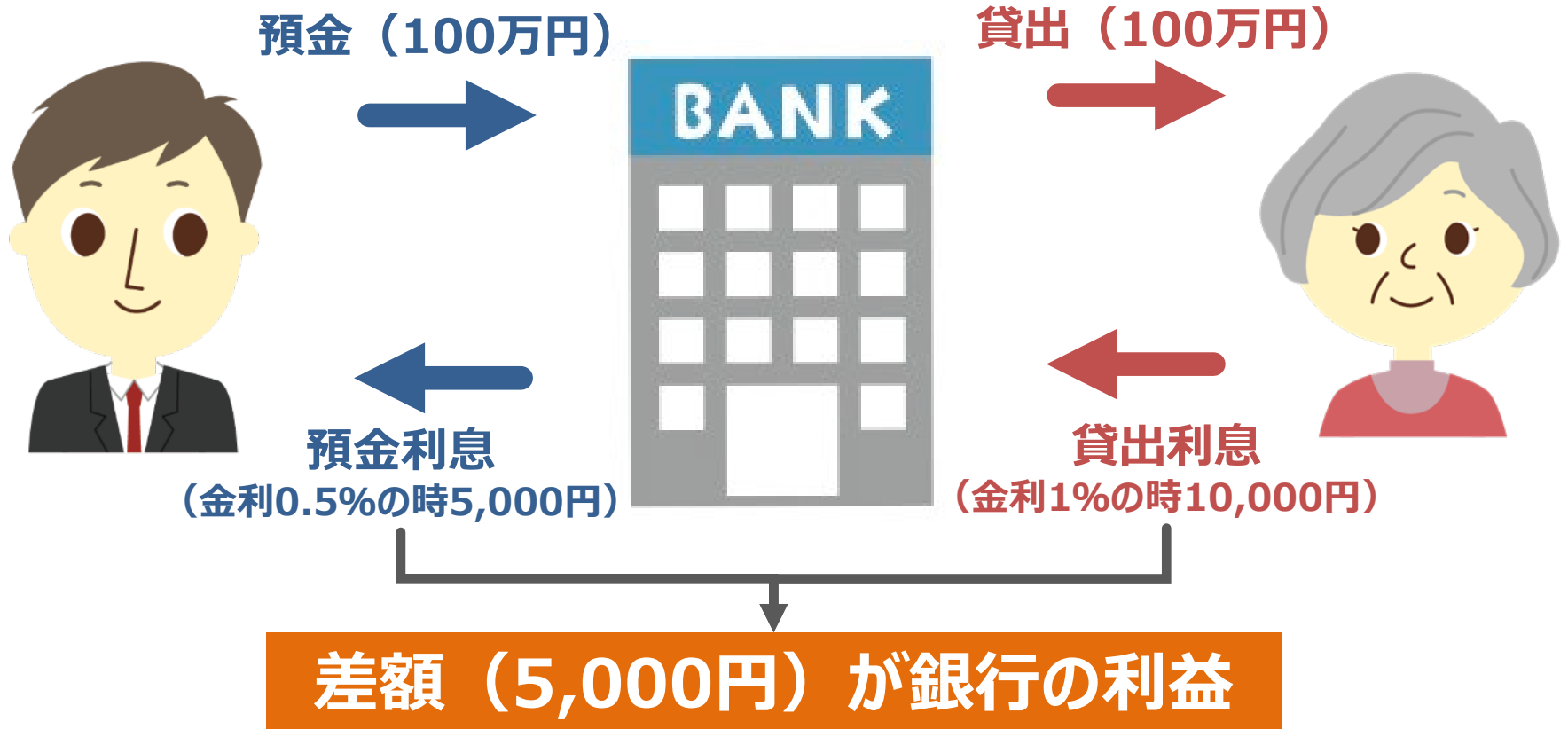
銀行は、みなさんから預かったお金を貸し出すことで、社会の豊かさや経済発展のためにお金が有効活用されていくようにしています。





「利息」は「お金のレンタル料」

銀行は、お金を貸した相手から貸した金額より多くお金を返してもらい、その一部をお金を預けてくれた人に渡します。





「利息」について

利息の計算方法には「**単利**」と「**複利**」があります。これらは、それぞれ異なる仕組みと特徴を持っています。

単利 「預けた元本のみ」に利息がつく

単利は当初預けた元本（金額）に対してのみ利息がつくものです。

計算式 元利合計 = 元本 × (1 + 年利率 × 預入期間)

例えば・・・100万円預けて年利が10%の場合、1年間の利息は10万円になります。
そして2年目も元本100万円ですべて計算をしますので、利息分は10万円になります。
そうすると、2年間で20万円の利息がつくことになります。

複利 「元本 + 一定期間ごとに発生する利息」に利息がつく

複利は一定期間ごとに発生する利息を当初預けた元本に組み入れて、利息を計算するものです。

計算式 元利合計 = 元本 × (1 + 年利率)^{年数}

例えば・・・100万円預けて年利が10%の場合、1年間の利息は10万円になります。
そして2年目の利息の元本は「元本100万円 + 利息10万円」で「110万円」となります。
このため2年目の利息は11万円となり、1年目の利息よりも増えます。
そうすると、2年間で21万円の利息がつくことになります。



「72の法則」

何年でお金が2倍になるかが簡単にわかる計算式。
「 $72 \div \text{金利} \div \text{お金が2倍になる期間(年)}$ 」

金利18%でお金を借りた場合、「 $72 \div 18 = 4$ 」となるので、約4年で借りたお金が2倍になることが分かります。この計算式を知っていれば、ローンなどで借りたお金や、運用しているお金が、どの程度の期間で2倍になるかが分かります。

金利3%でお金を運用した場合、何年で2倍になるかを知りたいときには、「 $72 \div 3 = 24$ 」となるので、約24年で2倍になることが分かります。

この計算式は「 $72 \div \text{お金が2倍になる期間} \div \text{金利}$ 」ともできるので、10年でお金を2倍にしようと思った場合、「 $72 \div 10 \div 7.2$ 」となるので、金利7.2%で運用する必要があることが分かります。

※なお、この計算式で使用する金利は複利で、算出される結果（期間や金利）は、大まかな数字です。



「預金保険制度」について

万が一、銀行が「破たん」したときに、**預金を守ってくれる制度**のことです。

生命保険などと違い、利用者が保険料を払うのではなく、銀行などの金融機関が「預金保険機構」に保険料を払っていて、**預金者が安心してお金を預けられる**ようにしています。

銀行などの金融機関が破たんした際には、対象となる預金について**1つの金融機関**で**1人当たり、預けたお金1,000万円までとその利息の合計金額**が預金保険によって保護されます（決済用預金は全額保護されます）。

それ以外の預金については、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされる場合があります）。